

消費生活センターのコーナー

消費者行政活性化基金を生かし 市町村支援などの事業を展開

茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1

電話(相談用9:00~17:00):029-225-6445

電話(事務室):029-224-4722

茨城県消費生活センターは、昭和44年11月、水戸市内の婦人会館内に開設以来、今年で42年目を迎えます。昨年4月、県内4つの分室を水戸市の本センターに集約し、消費者からの相談に応じています。当センターの業務体系は、消費生活相談、消費者啓発、商品テストの三つに大別されます。消費生活相談では、平日の午前9時から午後5時まで、12名の消費生活相談員が相談業務にあたっており、昨年度1年間では約1万件の相談が寄せられています。近年、パソコンや携帯電話によるインターネットの利用が進み、生活の一部として必要不可欠の存在となっていますが、こうした状況を反映して「デジタルコンテンツ」に関する相談が多くなっています。中でもアダルトサイトや出会い系サイトなどの有料サイトに関するトラブルが多く、特に最近ではいわゆる「サクラ」による詐欺まがいの被害が後を絶ちません。また、フリーローン・サラ金に関する相談も依然として多く、中でも多重債務の相談は高止まりの状況となっています。消費者啓発では、各種団体や一般消費者を対象に無料の出前講座や教室を開催し、消費生活に必要な知識の普及を図るとともに、9月には高齢者向けの、1~3月には若者向けの被害防止キャンペーンを実施するほか、ホームページを通じて相談事例や暮らしに役立つ情報の提供を行っています。このほ

か、当センターでは平成21年3月に全国で造成された「地方消費者行政活性化基金」を活用し、消費生活相談員の養成講座や消費生活相談員がいつでも弁護士から助言を受けられる「随時法律相談事業」を始めました。また近年、複雑化する金融商品の相談に対処するため、証券、保険などの金融商品に特化した法律相談を毎月2回実施していますほか、杜撰なりフォーム工事等の相談に対応するため、一級建築士による相談を月2回実施しています。さらに市町村センターへの巡回指導等を行うため、長年消費生活相談員として勤務した経歴を持つ者を「市町村消費生活相談支援員」として配置し、市町村からの質問に応じるほか、各地のセンターを訪問しながら新任の相談員等にアドバイスをを行っています。最後に今後の課題ですが、悪質商法や振り込め詐欺による被害から高齢者を守るため、県民が一体となった取り組みが必要であると考えます。今年度で3年目となる「高齢者向け悪質商法等被害防止キャンペーン」では、県内の市町村や県警本部と共同で9月に街頭PR活動を実施しましたが、今後は社会福祉関係者や防犯組織等とも連携を深めながら見守りネットワークの構築を進めて参りたいと考えています。